

舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の公立認定こども園移行基本方針（案）

主な修正等箇所対照表

素案（7月22日）	案（8月31日）
<p>P 1</p> <p>本市では、<u>これらに的確に対応していくため、教育施設である舞鶴幼稚園と児童福祉施設である西乳児保育所の機能を集約し、質の高い乳幼児教育の充実はもとより、公立・民間、また、保育所・幼稚園・学校といった校種・園種の枠を越えた本市の乳幼児教育全体の質を向上させていくための共通の基盤となる拠点施設として、その機能を十分に発揮できる体制の整備に向けて認定こども園を整備することとし、「舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の公立認定こども園移行基本方針（素案）」を取りまとめました。</u></p> <p>P 5</p> <p>(5) 公立園として担うべき役割</p> <p>① 全市的な乳幼児教育センターとしての機能（乳幼児教育ビジョンの普及・推進）</p>	<p>P 1</p> <p>本市では、<u>これらのニーズに的確に対応していくため、教育施設である舞鶴幼稚園と児童福祉施設である西乳児保育所の機能を集約し、0歳から就学前まで一貫した教育・保育の提供を行うことにより、質の高い乳幼児教育の充実を図るため、認定こども園を整備することとし、併せて、当該園に公立・民間、また、保育所・幼稚園といった園種の枠を越えた本市の乳幼児教育全体の質を向上させていくための共通の基盤となる拠点を設けるため、「舞鶴幼稚園及び西乳児保育所の公立認定こども園移行基本方針」を取りまとめました。</u></p> <p>P 5</p> <p>(5) 公立園として担うべき役割</p> <p><u>前記2（1）に記述した公民連携を具体化するため、この認定こども園は、本市全体の乳幼児教育の推進に向けて、公立園として、次に掲げる役割を担います。</u></p> <p>① 全市的な乳幼児教育センターとしての機能（乳幼児教育ビジョンの普及・推進）</p>

素案（7月22日）

P 6

② セーフティネットとしての機能

社会的サポートを要する乳幼児で、他園での受入れが困難な場合における受入れ等

P 7

② 認可定員 100名

認定	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号 (幼稚園)	—	—	—	11	16	21	48
2号 (保育所)	—	—	—	9	9	9	27
3号 (保育所)	7	9	9	—	—	—	25
計	7	9	9	20	25	30	100
(職員配置基準)	(3:1)	(6:1)	(6:1)	(15:1)	(30:1)	(30:1)	

案（8月31日）

P 6

② セーフティネットとしての機能

社会的サポート等を要する乳幼児は、公・民で分担・協力しながら受入れ行っているところですが、諸事情によりどうしても民間園での対応が困難な場合における受入れ

P 7

② 認可定員 93名

認定	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号 (幼稚園)	—	—	—	12	17	17	46
2号 (保育所)	—	—	—	8	8	8	24
3号 (保育所)	7	8	8	—	—	—	23
計	7	8	8	20	25	25	93
(配置基準の考え方)	(3:1)	(5:1)	(5:1)	(15:1)	(25:1)	(25:1)	